

むつ市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおりその結果を公表する。

令和5年2月2日

むつ市監査委員 齊藤 秀人

むつ市監査委員 佐々木 肇

む 監 査 第 57 号
令和 5 年 2 月 2 日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎 様

むつ市監査委員 齊 藤 秀 人
むつ市監査委員 佐々木 肇

令和 4 年度定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項、第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定及びむつ市監査基準第 20 条の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

なお、地方自治法第 199 条第 1 4 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を本職あてに通知願います。

令和4年度

定期監査結果報告書

むつ市監査委員

1 監査の対象

令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行状況について
監査対象期間

令和3年4月1日から令和4年9月30日まで

2 監査の実施期間

令和4年9月5日から令和5年2月1日まで

監査の日程は資料1のとおりである。

3 監査の対象部局

民生部・福祉部・健康づくり推進部・子どもみらい部・大畑庁舎
教育委員会事務局・農業委員会事務局

4 監査の着眼点

本年度の監査は下記に重点を置いた。

- (1) 現金等の保管、管理状況
- (2) 予算の執行状況
- (3) 契約事務の執行状況
- (4) 補助金等の執行状況
- (5) 財産の管理状況
- (6) 準公金の取扱

5 監査の方法

監査対象部局に対し、資料の提出を求め、その資料を参考として関係書類を審査するとともに、当該部局の令和3年度、4年度事務事業の概要説明を求め、当該事務事業が法令等に基づいて適正かつ合理的効率的に執行されているかを主眼として、例月現金出納検査の結果も参考にまた、現金等の保管管理状況及び財産の管理状況については、現地に赴き、関係職員から説明を求めるなどにより実施した。

6 監査の結果

監査の着眼点別に列記する。

(1) 現金等の保管、管理状況

現金等の保管、管理状況については、実査により現金や領収書等の取扱いが適正に行われているかを審査した。

審査の結果、一部の部署（施設の収納金を含む）において、出納印の公印台帳への未登録や保管場所が適切ではない事例はあったが、その他は適正に保管、管理されていた。

(2) 予算の執行状況

予算の執行状況については、適正かつ効率的に行われているかを審査した。

審査の結果、一部の部署において、支出負担行為の事前合議等が適正でない事例はあったが、その他は概ね適正に執行されていた。例月現金出納検査における指摘事項等5件については改善されていた。

(3) 契約事務の執行状況

契約事務の執行状況については、17件（資料2）の契約事務を抽出し、その契約方法、手続及び契約内容の適否を審査した。

審査の結果、一部の部署において、以下のとおり改善を要する事項がみられたがその他は適正に執行されていた。

①むつ市ひきこもり支援推進事業業務委託（福祉政策課）

支出金額に消費税の二重計上があり、実績額に誤りがあった。

②下北Project2021「音楽によるまちづくり事業」ゼミナール等業務委託（生涯学習課）

請負代金変更減額に対する変更契約については、むつ市契約規則に準拠しておらず、また、約款に定める支払方法での支払いではなかった。

(4) 補助金等の執行状況

補助金等の執行状況については、7件（資料3）の事務を抽出し、手続等が適正に行われているかを審査した。

審査の結果、提出書類の記載事項の検証が不十分であった。

また、個別の要綱に算定基準を明記していないため、対象経費が不明確であるものや1つの事業に恒常的に複数の補助が行われ、市補助金の使途が不明確となっているものが認められた。

これらが長期にわたっており、適正に検証する仕組みづくりを行うことで、その透明性を確保していく必要がある。

改善を要する事項は以下のとおりである。

①むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金（予防医療・感染症対策課）

申請があった経費の内、対象期間内経費を対象期間外経費と判断し、補助金額が過少払いとなっていた。

②令和3年度むつ市延長保育促進事業費補助金（子ども家庭課）

対象となる市内4施設において、収入金額に対象外となる経費が算定され、補助対象経費の未確認から実支出額の算定に誤りがあった。

③大畑町青少年健全育成協議会補助金（大畑庁舎市民生活課）

大畑12地区協議会への間接補助部分に対する剰余金の調整が長期的に行われていないことから、戻入金額に誤りがあった。また、市単独補助金は、本来単年度補助金であるため、その事務処理についても剰余金を次年度へ繰り越し、償還払いとして戻入処理を行うことは適切ではない。

(5) 財産の管理状況

物品の管理状況については、備品台帳から抽出し、取得、管理及び処分の事務処理が適正に実施されているかを審査した。

また、施設等の管理状況については、6施設（資料4）を抽出し、維持管理及び活用について審査した。

ア 物品の管理状況

備品の管理事務については、一部の部署において重要物品を所有する課と設置場所となる課との情報共有がされていないことから、不用決定に至らずに廃棄された事例があったが、その他は適正に管理されていた。

しかしながら、執務室内で職員使用中の事務機の管理に関してはほとんどの部署において所管替え等の手続きがされておらず未登録の状態であった。

備品の手続きは、財務システム内で管理できるものであり、所在の確認等をした上で、年に一度その状況を会計管理者へ報告しなければならないものである。各部局におかれては、所掌事務を分掌する課等の物品管理員と指定された物品取扱員において確実かつ迅速な処理を行うことが必要である。

イ 施設の管理状況

施設の管理事務については、一部で利用者の安全を確保するための対応が不足していた施設もあったが、概ね適正に管理されていた。

①大畑斎場（環境政策課）

建設から30年が経過している建物であるが、維持管理も適切に行われていた。

②むつ市老人福祉センター（高齢者福祉課）

建設から50年が経過し老朽化は否めないが、通年一定数の利用者に親しまれている施設であり、施設運用の方向性についても市公共施設等総合管理計画に則り検討されていた。

③むつ市心身障害者ふれあいの家（障がい福祉課）

市内唯一の在宅心身障害者に社会活動の促進を図るための施設であり、指定管理者の一般社団法人りあんが管理している。

作業室非常口の開閉に不具合が生じており、施設利用者の特性から、安全な施設管理に十分な配慮が必要である。

④大畑庁舎（大畑庁舎管理課）

令和２年３月に大畑小学校空きスペースに移転し、新庁舎の維持管理も適切であった。ワンストップ窓口を採用し、市民負担の軽減と行政事務に効率化が図られていた。

⑤大畑小学校 ⑥大畑中学校

計画的に施設修繕が行われ、安全経営についてもマニュアル改定時期を待たず適宜通知、追記するなど、児童生徒の安全を守るための体制が構築されていた。

(6) 準公金の取扱

準公金の取扱いについては、３件（資料５）の事務を抽出し、手続等が適正に行われているかを審査した。

「準公金の取扱い方針」（平成２２年３月３０日付副市長通知）では現金による取引は原則行わないこととしているが、口座振替、口座振込への切替えができていない事例があった。

審査の結果、改善を要する事項は以下のとおりである。

①むつ市スポーツ少年団（市民スポーツ課）

主に現金による出納をしていることから、口座振替、口座振込に切替えることが、信頼性安全性の面から必要である。

②むつ市防犯協会（福祉政策課）

消耗品の購入につき、協会員や職員による立替払いが行われていた。立替払いは団体の資金と私費の区別が不明確になる恐れがあり会計処理上公正ではない。支出予定金額は、資金前渡で用意し、支払後は速やかに精算するなど公金に準じた取扱いが必要である。

7 監査意見

以上が監査の結果であるが、まず、現金等の保管、管理状況と予算の執行状況については、日頃より事務改善に取り組み、適正な管理をされていた部局がほとんどであった。これは、事務改善に必要な情

報が部局内において正しく伝達されるプロセスを確保しているものと思われる。

補助金交付事務については、書類記載事項の検証が不十分な事例があった。特に、交付先から協働関係にある地域団体へ補助する間接補助部分についての検証が不十分であり、更に長期化による既得権化も懸念されることから、厳正な検証を望むものである。

財産の管理状況で備品については、所有する課、使用する課、設置場所等の責任の所在が不明確である。

市が保有する備品は財産であり、市民の皆様の信託を受け取得しているものであることから、職員は適正な管理と最も効率的な運用を図る責任がある。

準公金の取扱いであるが、本市においては、職務上の必要性から本市職員が取扱う準公金が存在し、これらは、地方自治法や本市財務規則の適用がなく、その管理については「準公金の取扱い方針」が通知され適正化を図っている。本監査対象として抽出した部局の取扱いでは、不適切な事項が認められたので、速やかに対策を講じ適切な事務処理を行うことが必要である。

本監査結果については、対象部局の対応にとどまらず、組織全体にわたって周知されることを望む。

(資料1)

監 査 日 程

月日	区分	担当部局	時間	課・施設等
10月 4日	実査	健康づくり推進部 子どもみらい部 教育委員会	8:45 ～12:00	国保年金課、健康づくり推進課 予防医療・感染症対策課 子ども家庭課、子育て支援課 総務課、図書館、中央公民館
		民生部 福祉部	13:30 ～16:00	市民スポーツ課、市民課 福祉政策課、高齢者福祉課 生活福祉課、障がい福祉課
10月 5日	実査	教育委員会 民生部	8:45 ～12:00	脇野沢公民館、川内公民館 川内体育館
		子どもみらい部 教育委員会 民生部	13:15 ～16:00	キッズパーク 学校教育課、生涯学習課 環境政策課
10月 6日	実査	大畑庁舎 教育委員会 民生部	9:15 ～12:00	管理課、市民生活課 大畑公民館 大畑体育館
11月 10日	概要説明 ヒアリング 現地調査	民生部 大畑庁舎 教育委員会 福祉部	9:05 ～15:00	大畑斎場 大畑庁舎 大畑小学校、大畑中学校 大畑老人福祉センター 心身障害者ふれあいの家
11月 11日	概要説明 ヒアリング	民生部 福祉部 健康づくり推進部 子どもみらい部 教育委員会 農業委員会	9:00 ～16:00	市民課、環境政策課、市民スポーツ課 福祉政策課、高齢者福祉課 生活福祉課、障がい福祉課 国保年金課、健康づくり推進課 予防医療・感染症対策課 子ども家庭課、子育て支援課 キッズパーク 総務課、学校教育課、生涯学習課 中央公民館、大畑公民館、川内公民館、 脇野沢公民館、図書館 農業委員会

(資料2)

審査対象契約（17件）

1 民生部

(1) 市民課

戸籍総合システム保守業務委託

2 福祉部

(1) 福祉政策課

むつ市ひきこもり支援推進事業業務委託

(2) 高齢者福祉課

生活支援体制整備事業業務

(3) 生活福祉課

生活保護システム保守管理業務

3 健康づくり推進部

(1) 健康づくり推進課

保健情報システム保守管理業務委託

(2) 国保年金課

セルフ健康チェックサービス業務委託

(3) 予防医療・感染症対策課

新型コロナウイルスワクチン接種に係るシャトルバス運行業務委託

4 子どもみらい部

(1) 子育て支援課

むつ市子どもの貧困対策計画策定業務委託

(2) キッズパーク

むつ市キッズパーク特定建築物定期報告書作成業務委託

5 教育委員会事務局

(1) 総務課

学校給食用配食当番用マスク

学校給食用牛乳保冷庫

(2) 生涯学習課

下北 project2021「音楽によるまちづくり事業」ゼミナール等業務委託

- (3) 中央公民館
むつ市中央公民館非接触水栓交換工事
- (4) 川内公民館
むつ市川内公民館管理業務及び環境整備業務委託
- (5) 図書館
むつ市立図書館館内照明 LED 化改修工事
- (6) 教育センター
浄化槽維持管理業務委託

6 大畑庁舎

- (1) 管理課
大畑庁舎移転事業大畑庁舎 2 トイレ改修工事

(資料 3)

審査対象補助金 (7件)

1 民生部

(1) 環境政策課

資源ごみ回収団体奨励金

むつ地区交通指導隊事業費補助金

2 福祉部

(1) 障がい福祉課

むつろうあ協会手話講習会事業補助金

3 健康づくり推進部

(1) 予防医療・感染症対策課

むつ市あんしん飲食店等感染症対策支援事業補助金

4 子どもみらい部

(1) 子ども家庭課

令和3年度むつ市延長保育促進事業費補助金

5 教育委員会事務局

(1) 学校教育課

令和3年度むつ市教育振興事業費補助金

6 大畑庁舎

(1) 市民生活課

大畑町青少年健全育成協議会補助金

(資料4)

審査対象施設 (6件)

1 民生部

- (1) 環境政策課
大畑斎場

2 福祉部

- (1) 高齢者福祉課
むつ市老人福祉センター
- (2) 障がい福祉課
むつ市心身障害者ふれあいの家

3 教育委員会事務局

- (1) 総務課
大畑小学校
大畑中学校

4 大畑庁舎

- (1) 管理課
大畑庁舎

(資料5)

審査対象準公金 (3件)

1 民生部

- (1) 市民スポーツ課
むつ市スポーツ少年団

2 福祉部

- (1) 福祉政策課
むつ市防犯協会

3 大畑庁舎

- (1) 市民生活課
大畑町青少年健全育成協議会